

食品表示についてのアンケートを実施しました【調査部】

調査日: 令和6年11月～令和7年2月
調査人数: 116人

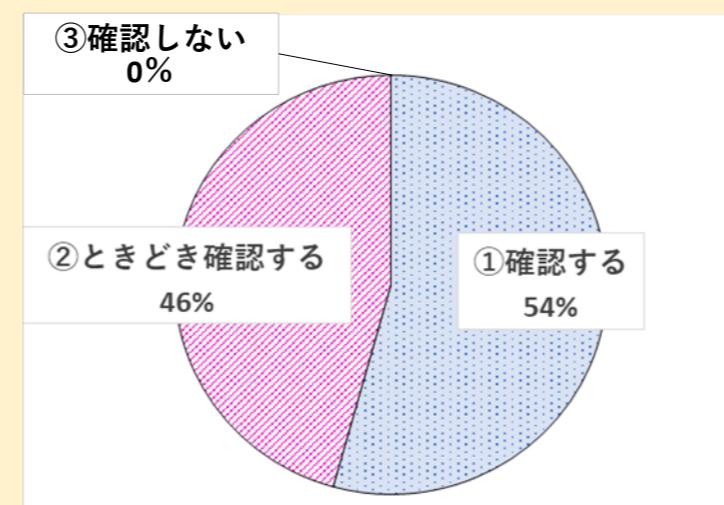
この度、皆様にご協力いただいた「食品表示の意識調査」の結果をご報告いたします。本調査では、食品購入時における食品表示の利用度や項目についてお伺いしました。特筆すべきは、「食品表示を確認しない」と回答された方が0%であったことです。この結果は、消費者の皆様の食品表示に対する高い関心と意識の表れであり、日々の消費行動において商品を選択する際に食品表示が役立っていることを示している結果であると思います。

また、近年市場に増えている「特定保健用食品」「栄養機能食品」「機能性表示食品」といった保健機能食品についても認知度をお伺いしました。

「知っている」「聞いたことがある」を合わせると、9割以上の方々に認知されていることが分かりました。

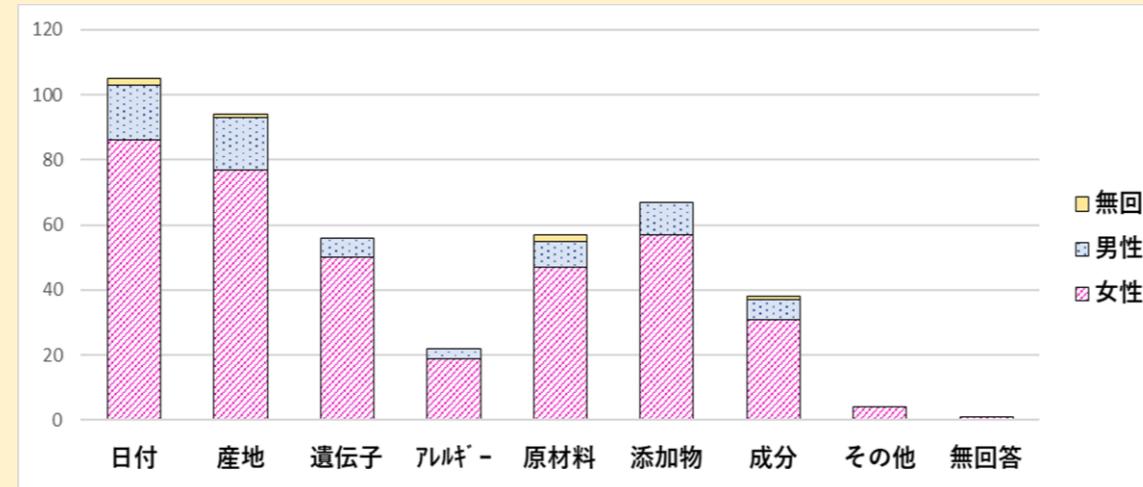
今回の調査では詳しい内容まで踏み込んでおりませんが、今後はこれらの食品が持つ具体的な機能や選び方など、皆様の消費行動に役立つ情報を分かりやすくお知らせしていく予定です。

【食品表示は確認しますか？】

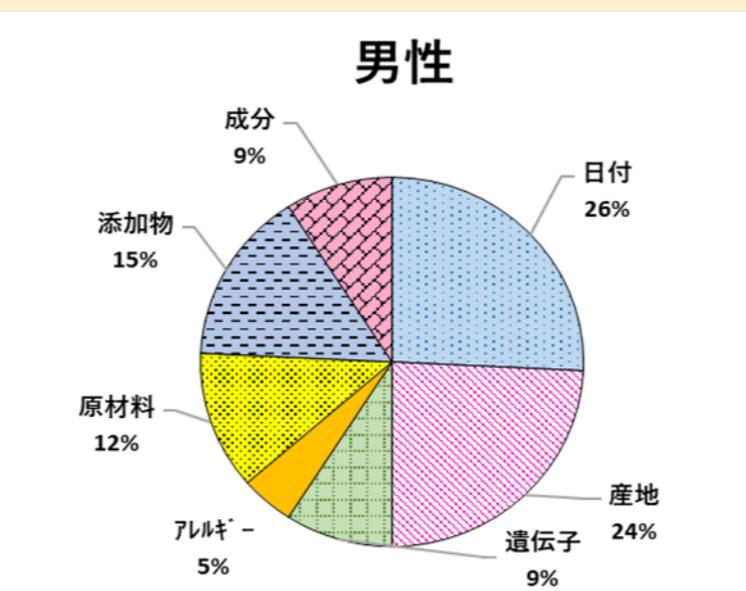
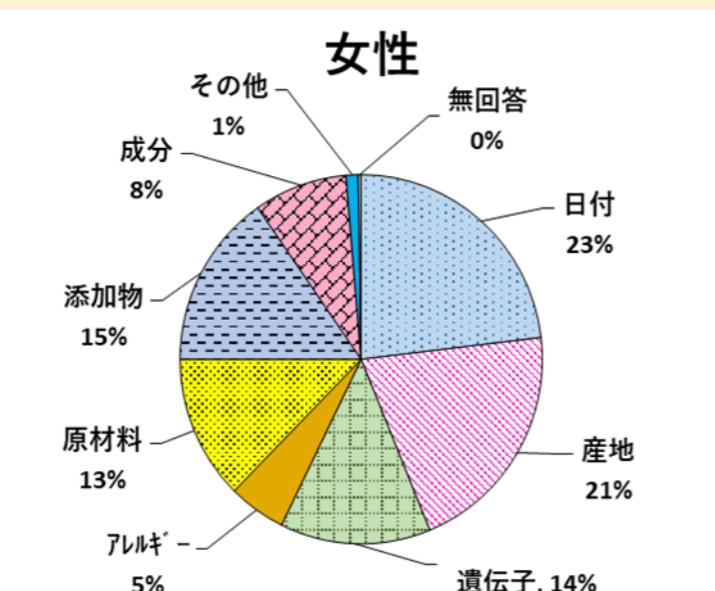


【食品表示のどの項目を確認しますか？（複数回答）】

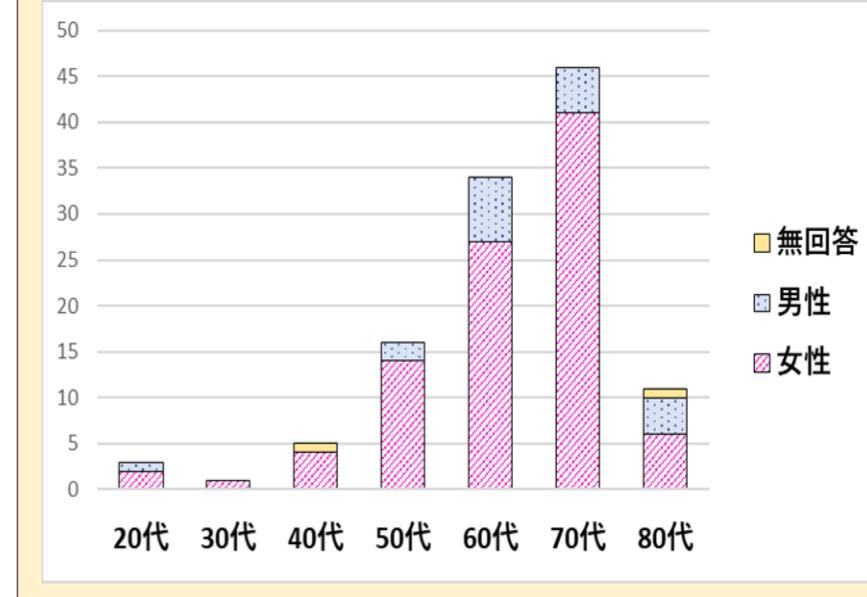
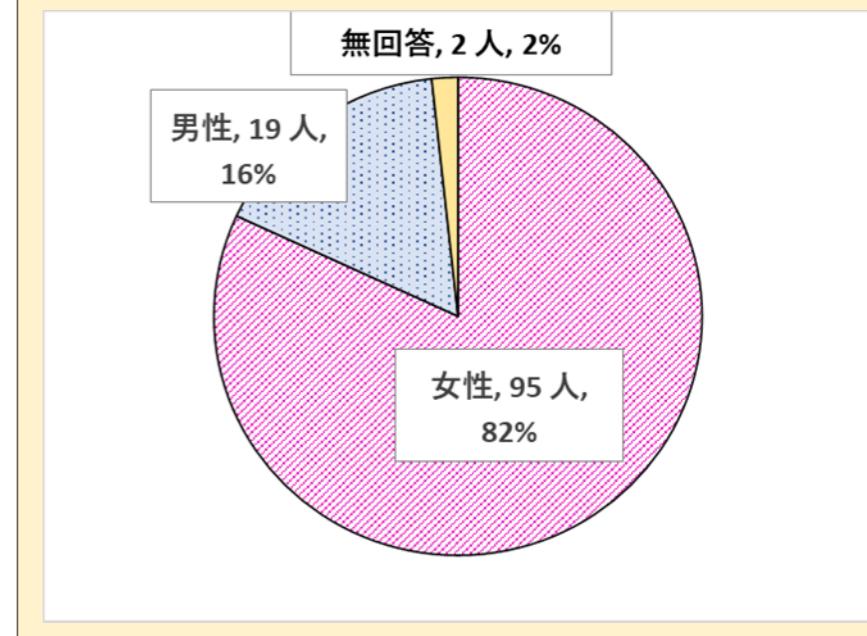
- ① 日付(賞味期限・品質保持期限・消費期限)
- ② 産地
- ③ 遺伝子組み換え食品の有無
- ④ アレルギー物質
- ⑤ 原材料
- ⑥ 添加物
- ⑦ 栄養成分(エネルギー量、脂質、食塩相当量など)
- ⑧ その他



【男女別に比較】



【回答者の内訳】

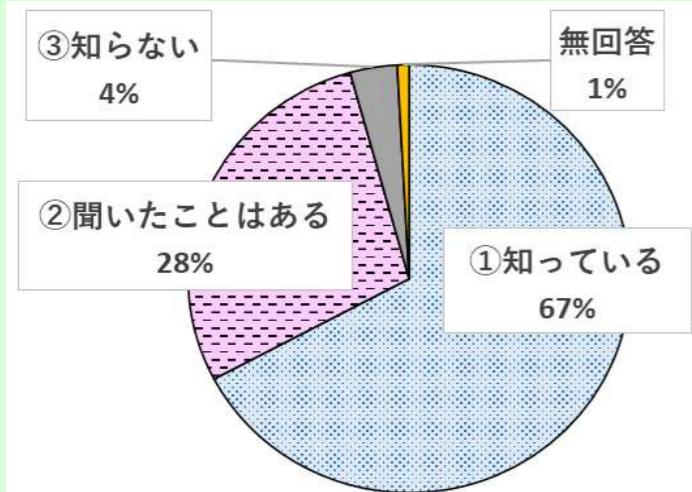


【消費者の食品表示の確認状況】

ほとんどの消費者が食品表示を確認しており、特に「日付」と「産地」が重視されていることが明らかになりました。

また、添加物や遺伝子組み換え食品の有無にも関心が高いことから、消費者は食品の鮮度や安全性、加工方法についても注意を払っていることがわかります。

「特定保健用食品」を知っていますか？



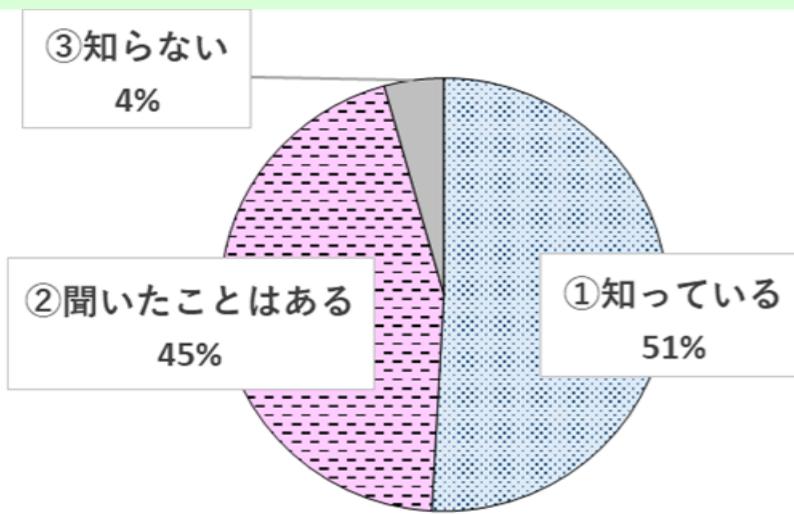
「特定保健用食品（トクホ）」とは… (1991年～)

健康の維持増進に役立つことが科学的根拠に基づいて認められ、「コレステロールの吸収をおだやかにする」などの表示が許可されている食品です。表示されている効果や安全性については国が審査を行い、食品ごとに消費者庁長官が許可しています。

製品には、許可マークと許可表示が表示されています。



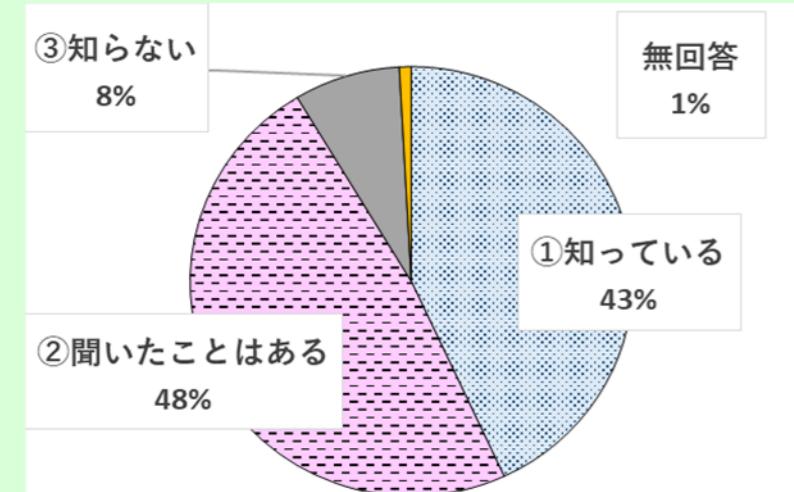
「栄養機能食品」を知っていますか？



「栄養機能食品」とは… (2001年～)

特定保健用食品（条件付き特定保健用食品を含む。）は、食品の持つ特定の保健の用途を表示して販売される食品で1日に必要な栄養成分（ビタミン、ミネラルなど）が不足しがちな場合、その補給・補完のために利用できる食品です。既に科学的根拠が確認された栄養成分を一定の基準量含む食品であれば、特に届出などをしなくても、国が定めた表現によって当該栄養成分の機能を表示することができます。製品には、「栄養機能食品（○○）」が表示されています（○○は、「亜鉛」、「ビタミンA」、「ビタミンB1」、「ビタミンB2」等の栄養成分の名称。）。

「機能性表示食品」を知っていますか？



「機能性表示食品」とは… (2015年～)

事業者の責任において、科学的根拠に基づいた機能性を表示した食品です。販売前に安全性及び機能性の根拠に関する情報などが消費者庁長官へ届け出られたものです。ただし、特定保健用食品とは異なり、機能性及び安全性について国による評価を受けたものではありません。製品には、「届出番号」が表示されています。

【保健機能食品の認知度】

「特定保健用食品」については、67%の人が「知っている」と回答しており、ある程度認知されていることがわかります。

「栄養機能食品」については、51%の人が「知っている」と回答し、認知度は特定保健用食品よりは低いものの、半数以上の人人が認識していることがわかります。

「機能性表示食品」については、43%の人が「知っている」と回答し、まだ認知度が浸透しきっていない様子が見て取れます、今後は、近年の健康志向を背景に、認知度が上がっていくものと思われます。

